

令和 5 年 12 月 20 日質問受付分

参加表明書に係る質問回答書

No.	質問	回答
1	<p>プロポーザル説明書 p2 6 参加資格等において、「提出者は、建築士事務所 2 社により構成される共同企業体」とあり、様式第 3 号に代表構成員及び代表構成員以外の構成員に係る記載が求められています。</p> <p>① 添付すべき資料はございますでしょうか。</p> <p>② 共同企業体に係る「共同企業体結成届」、「共同企業体協定書」等の提出は不要でしょうか。</p> <p>③ 構成員の出資割合等も制限はないのでしょうか。</p>	<p>① 共同企業体協定書の添付をお願いします。 様式は追加でホームページに掲載いたします。</p> <p>② 共同企業体協定書の提出をお願いします。</p> <p>③ 出資割合等の制限はございません。</p>
2	<p>プロポーザル説明書 p6 8 手続等 (3) エ 設備設計一級建築士の資格証の写しの提出を求められていますが、電気担当主任技術者、機械担当主任技術者のいずれかが設備設計一級建築士の資格を有していればよいとかんがえてよいでしょうか。</p>	<p>建築士法に基づき、設備設計一級建築士が自ら設計を行うか若しくは設備設計一級建築士に設備関係規定への適合性の確認を受けることが必要となるため、協力事務所も含めて担当チームの誰かが資格を有していれば問題ありません。</p>
3	<p>プロポーザル説明書 p6 8 手続等 (3) エ 提出物の綴じ方は 1 部ごとにクリップ留めでよいでしょうか。綴じ方の指定があればお示しください。</p>	<p>紛失を防止するため、容易にバラけない綴じ方としてください。</p> <p>例として A 4 版ファイル (左側 2 穴) に綴じ、表紙及び背表紙に案件名及び建築設計共同企業体名を記入。また、綴じ穴により、内容を欠損しないようにしてください。</p>

4	参加表明書の提出時に設計共同企業体協定書の提出も必要でしょうか？必要の場合、任意様式でもよろしいでしょうか？または指定様式があればご提示いただけますでしょうか？	1のとおり
5	プロポーザル説明書 p4, 5 について特定にあたっては特定基準点（合計 100 点）のみで選定基準点は持ち越さない（合計ではない）認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
6	プロポーザル説明書 p5 について技術提案書の提出枚数についてご教示頂けますでしょうか。（A3 用紙 2 枚分等）	令和 6 年 1 月 10 日に開催される第 2 回プロポーザル選定検討委員会で検討し、プロポーザル提出を要請する際に提示いたします。 なお、本市の過去の事例では概ね A3 用紙 5 枚以内としております。
7	様式第 1 号の住所・会社名・代表者名は代表構成員のものを記載すればよろしいでしょうか？	共同企業体協定書に定める設計共同企業体の住所、設計共同企業体名及び設計共同企業体の代表者名を記入してください。
8	様式第 1 号について提出書類の実績要件を証明するものについて、必要書類を具体的にご教示頂けますでしょうか。 また技術者の立場を証明する書類の用意が難しい実績は記載不可でしょうか。	契約書の写し、雑誌等で応募要件が確認できる部分の写し、テクリス技術者実績確認書等が該当します。 何らかの形で技術者の立場を証明することができれば記載可能ですが、何もない場合は記載不可とします。
9	様式第 1 号プロポーザル参加説明書冒頭の住所、会社名、代表者氏名の欄には代表構成員を記載するということがよいでしょうか。	7のとおり

10	<p>様式第 23 号 建築設計共同企業体（協力事務所含む）の技術職員・資格</p> <p>資格欄の「その他」とは、「1～3以外の資格を有する技術者」ということでしょうか。あるいは「1～3の資格を有する技術者以外の技術者（資格を有しない技術者を含む）」ということでしょうか。</p>	<p>「1～2若しくは3の資格を有する技術者以外の技術者（資格を有しない技術者を含む）」ということですので。</p>
11	<p>様式第 3 号「建築設計共同企業体（協力事務所含む）の技術職員・資格」</p> <p>① 各分野の技術者の人数は、代表構成員及び代表構成員以外の構成員の合計を記載することでよろしいでしょうか。</p> <p>② 各分野の技術者の（ ）内の人数は、協力事務所の合計を記載することでよいでしょうか。</p>	<p>① 代表構成員、代表構成員以外の構成員及び協力事務所の合計を記載してください。</p> <p>② （ ）内は協力事務所の技術者の合計人数を記載してください。</p>
12	<p>様式第 4 号 事務所の同種・類似業務実績「同種業務」「類似業務」の条件をお示しいただけないでしょうか。</p>	<p>同種実績は、小学校の設計となります。</p> <p>類似実績は、国土交通省告示第 98 号 別添二 第 1 類 七 教育施設に該当する用途のうち、小学校以外のものとなります。</p>
13	<p>様式第 4 号 事務所の同種・類似業務実績記載できるのは 1 施設につき受賞 1 件までと考えてよいでしょうか。また、受賞実績として対象になるのは平成 25 年 4 月以降に受賞した教育施設と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>同一物件に複数受賞がある場合は、代表的な賞を記載することとしておりますので 1 件としてください。</p> <p>実績として対象となるのは平成 25 年 4 月以降に竣工した施設での受賞となります。</p>
14	<p>実績について、様式第 4 号に「過去 10 年以内（平成 24 年 4 月以降）に竣工した実績とする」とありますが、記載の通り竣工した実績と考えてよろしいですか？</p>	<p>そのとおりです。</p>

15	実績について、様式第4号に同種業務・類似実績を記載するようになっておりますが、類似業務の詳細をご提示いただけますでしょうか？	12のとおり
16	様式第4号について 同種・類似業務実績それぞれの条件についてご教示頂けますでしょうか。また該当するのは公共施設の元請での実績のみでしょうか。（民間・協力事務所での実績は含まれない）	同種実績は、小学校の設計となります。 類似実績は、国土交通省告示第98号 別添二 第1類 七 教育施設に該当する用途のうち、小学校以外のものとなります。 上記の用途に関する設計について元請けでの実績であれば公共施設以外でも対象となります。
17	様式第4号、5号について 記載する業務実績の業務名は設計業務名でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
18	様式第5号について 担当チームの業務実績は平成25年4月以降に設計業務完了の実績の記載でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
19	様式第5号について 各技術者を配置するにあたり、資格要件はございますでしょうか。	契約時に管理技術者・照査技術者の担当を予定する者については、一級建築士資格が必要となります。
20	※配置する技術者の選定や書類作成に関わるため、可能でしたら回答期限より前にご回答頂けないでしょうか。	回答の準備ができ次第、回答期限前に回答いたします。

令和5年12月21日質問受付分

参加表明書に係る質問回答書

No.	質問	回答
21	代表構成員の履行実績について、2者により構成された共同企業体を実績とすることはできませんでしょうか。また、その実績は代表構成員又は構成員のどちらでの実績も考慮できると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
22	様式「設計共同企業体協定書」について「第2条 当該設計共同体は、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計共同体(以下「共同体」という。)と称する。」とありますが、この共同体名では構成員名が特定され難く第11条の別口預金口座の開設が難しい可能性がありますので、【〇〇設計・〇〇設計 建築関連業務共同企業体】の様に変更して頂くことはできないでしょうか。	あくまでも参考様式となりますので、自由に変更していただいて大丈夫です。
23	回答2「共同企業体協定書」の提出について 協定書は3通を作成し、1通を提出することによろしいでしょうか。	そのとおりです。
24	同種・類似業務の定義について「(様式第4号)事務所の同種・類似業務実績」に記載する「同種・類似業務」について、「類似」の業務内容の定義をご教授ください。	12のとおり
25	代表構成員の証明について説明書「6参加資格(2)イ」に記載されている代表構成員の基準について、「一級建築士が4名以上、かつ建築士事務所年間平均実績高が構成員中最大であること」の証明を提出する必要がありますでしょうか。	提出してください。

令和5年12月22日質問受付分

参加表明書に係る質問回答書

No.	質問	回答
26	様式第7号 取組方針・基本的な考え方（骨子）において、「敷地全体の配置に対する考え方等」とありますが、公平を期するために、イメージ等の表現はせず、文章や図表による表現に限定していただけないでしょうか。	自由に表現していただくことでも公平性は保てると考えております。既に作成を進めている参加予定者もいることが予想されますことから、途中から表現を限定することは差し控えたいと存じます。
27	基本計画の策定業者を協力事務所として配置するのは可能でしょうか。	可能です。